



11の規則それぞれについて、売主の責任がどこで終わり、買主の責任がどこから始まるか。規則、指定地、版を必ず併記してください。例："FOB Busan Incoterms 2020"。

規則	買主への引渡し・危険の移転	主運賃の負担者	保険	輸出通関	輸入通関・関税
すべての輸送手段					
EXW 工場渡し	売主の施設で物品を買主の処分に委ねる（積み込みなし）	買主	義務なし	買主	買主
FCA 運送人渡し	指定地で買主の運送人に引き渡す	買主	義務なし	売主	買主
CPT 輸送費込み	積出国で最初の運送人に引き渡す	売主	義務なし	売主	買主
CIP 輸送費保険料込み	積出国で最初の運送人に引き渡す	売主	売主が付保：ICC (A)、価額の110%	売主	買主
DAP 仕向地持込渡し	指定仕向地で、荷卸しの準備ができた状態	売主	義務なし	売主	買主
DPU 荷卸込持込渡し	指定仕向地で、荷卸しした状態	売主	義務なし	売主	買主
DDP 関税込持込渡し	指定仕向地で、荷卸しの準備ができた状態	売主	義務なし	売主	売主
海上および内陸水路					
FAS 船側渡し	船積港で本船の船側	買主	義務なし	売主	買主
FOB 本船渡し	船積港で本船の船上	買主	義務なし	売主	買主
CFR 運賃込み	船積港で本船の船上	売主	義務なし	売主	買主
CIF 運賃保険料込み	船積港で本船の船上	売主	売主が付保：ICC (C)、価額の110%	売主	買主

コンテナ貨物：FOB・CFR・CIFではなくFCA・CPT・CIP

FAS、FOB、CFR、CIFは物品を本船に直接積み込む場合の規則です。コンテナは通常、船積みの数日前にターミナルで引き渡されるため、ICCはコンテナ輸送にFCA、CPT、CIPを推奨しています。そうすれば、危険は本船に積まれた時点ではなく、コンテナを引き渡した時点で移転します。

C規則には2つの分岐点がある

CPT、CIP、CFR、CIFでは売主が仕向地までの運賃を支払いますが、危険は積出国で買主に移転します。海上で物品が損傷した場合は買主が保険金を請求します。CIFとCIPでは、その保険を売主が手配しておく必要があります。

2020年版の変更点

DATはDPUに名称変更され、ターミナルに限らずどこでも指定できるようになりました。CIPはオールリスク担保のICC (A)が必要になり、CIFは引き続きICC (C)のみです。FCAでは、買主の運送人が売主に船積船荷証券を発行するよう当事者間で合意でき、信用状取引に役立ちます。売主と買主は運送人を雇う代わりに自社の輸送手段を使うこともできます。